

## 各国のトピックス

## 社会政策の展望

新内閣の首相Brandtは10月28日議会で新政府の施政方針演説を行なった。これはかなり長いものであるが、そのうち社会政策に関する部分は次のとおりである。

連邦政府は社会的法治国家であり、この任務実現のため、一つは複雑化して一望の下に把握難しくなっている労働関係立法をまとめて労働法典とすること、および次に時代の要請に適した社会法典の編纂に取りかかることが必要である。社会給付を一層わかりやすくするため連邦政府は社会・経済政策上の諸決定に基づいた社会予算を編成するであろう。

機械化しオートメーション化した環境から

(西ドイツ)



生ずる健康上の危険から人びとを護るため科学研究の面で、保健立法の面で、予防医学の面で、さらに保健教育の面で、包括的で相互に関係ある処置をとらねばならない。連邦政府は社会医学研究所を設立し、現代の主要な疾病の広範で効果的な予備調査と早期診断のための十分な基礎をつくるはずである。

がんの研究と予防を促進することはとくに重要であると考えられる。また空気、水の汚染と騒音の防止のために適切な立法を考慮しなければならない。病人が健康を回復し再び活動することができるようになるために、連邦政府は1970年に能率的な病院の適切な組織

の経済保障のための法律を制定し、医師教育を改革し近代化する。このための処置は明年春までには公布するはずである。連邦政府は医師の自由選択および治療業務の職業的自由の原則を承認する。

ヨーロッパの諸国の発展に調和して、連邦政府は医薬品について国と製造業者が協力して、最大限の安全を確保するよう配慮する。食品法改正については明年度議会に包括的な法律案が提出されるはずである。その場合問題とされるのは、なし得る限り消費者保護をし、宣伝や表示の明確さおよび真実を守ることである。

児童手当、家族の租税優遇その他の物的援助は相互に関係を保たしめるとともに、教育援助の制度をこれと広範に結びつけることが必要である。またとくに職業活動にある母親の個人的援助をさらに改善しなければならない。児童手当は明年度中に増額するはずである。

社会政策上の改革のためまたわれわれの民主主義的産業国家の近代化のため、連邦政府は今後ますます婦人の協力を必要としてい

る。このため従来以上に女性を援助し、家庭、職業、政治、社会における男女同権を充実してゆかねばならない。

次に連邦政府が留意している点は、合理化とオートメーション化が勤労者の負担とならないよう、社会の発展に貢献するようにすることである。経済・労働・教育政策は必要な改革を行なうことによって、職業上の地位を確保することであろう。技術の進歩と経済の発展はすべての就業者の移動性を常に必要としている。そこで重要な課題についての教育休暇制の導入をわれわれは考えている。また勤労者の生活の人間化のため就業者保護を立法者も雇用主および労働組合も考慮しなければならぬ。

次にわれわれは、経済成長と完全雇用にかかわらず、老齢、疾病その他構造的変革のため生活を脅やかされている人びとについてとくに留意しなければならない。連邦政府は、職業上および社会的に不利を蒙り、障害をうけている人びとに、なしうる限り機会を与えるよう、強力な処置を考えている。

戦争犠牲者年金は明年1月1日から増額さ

れる。これは毎年経済発展に適応することになっているのである。組織の改善も予定されており、これによって各国民は自分がどのような社会給付の請求権をもっているかを明確にでき、年金計算を細部にまで行なって、社会給付が見易くなるはずである。連邦政府は老齢限度の問題を検討し、可動的な老齢限度に関する法律をつくるつもりである。

疾病保険の改善については政府は専門家委

員会を設ける予定である。これは新たな立法のための基本的な調査および提案を行なうものである。職員の疾病保険強制加入限度は検討し動的なものとしよう。明年1月1日から発効の保険料還付制はさらに検討を加えるはずである。

*Frankfurter Allgemeine*, 29, Oktober.

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 戦争犠牲者援護の増額

(西ドイツ)



西ドイツ連邦政府労相 Walter Arendt は11月20日閣議で戦争被害者および遺族に9億3,800万マルクを追加支出する旨決定したと発表した。

この法案により戦争犠牲者援護の総額は19

70年には約68億マルクに達する。このうちもっとも改善されるのは寡婦に対してで、増額のうち5億8,400万マルクが110万人の寡婦に向けられるはずである。

戦争犠牲者援護の寡婦年金は基本年金と調